

大牟田市公式キャラクターの 派遣に関する要綱



2026年4月

大牟田市

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」(以下「ジャー坊」という。)の派遣(以下「派遣」という。)に関し必要な事項を定め、もって大牟田市(以下「市」という。)の子どもたちを笑顔にする、市の知名度やイメージの向上につなげるとともに、市を元気にすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 派遣の実施主体は市とする。

(派遣の対象)

第3条 派遣は、第1条に定める目的に合致すると認められる事業又は催事(以下「イベント」という。)に対し実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントには派遣を行わない。

- (1) 企業等が主催するイベントで、直接的な営業又は商品の販売促進を行うもの
- (2) 企業等の福利厚生事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体が行うイベント
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5号に規定する営業を行う者が行うイベント
- (5) 政党若しくは宗教団体又はこれらを支援若しくは支援するおそれがあるイベント
- (6) 法令及び公序良俗に反するイベント
- (7) その他市長が適当でないと認めるイベント

(派遣の申請)

第4条 派遣を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、派遣を希望する日の6月前から1月前までに大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣の承認の可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容やスケジュールを審査の上、派遣実施の承認の可否を決定し、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を書面によらず口頭で行うことができる。

(派遣時間)

第6条 1イベントにつき、ジャー坊の着ぐるみ(以下「ライブキャラクター」という。)の保管場所から搬出し、派遣後に搬入するまでの時間(以下、「派遣時間」という。)は、原則として次の各号に掲げる範囲で行うこととする。

- (1) 派遣時間は、原則として午前8時から午後7時までの間とする。
- (2) 1イベントの派遣時間は4時間以内とする。
- (3) 1イベントにおける1回当たりの出演時間は30分以内（5月から9月までの期間内の派遣の場合は15分以内）とし、かつ、出演回数は3回以内とする。ただし、天候状況や空調設備等の状況によっては、この限りではない。
- (4) 出演と出演の間には、休憩時間を設ける。
- (5) 年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、派遣時間を変更することができる。

（派遣体制）

第7条 派遣は、ジャーク坊を演じる人員（以下「アクター」という。）及びジャーク坊の誘導のための人員（以下「アテンド」という。）の各1名以上の最低2名以上の人員で行うものとする。

2 ライブキャラクターのみの貸出しは行わないものとする。

（派遣に係る負担等）

第8条 派遣にかかる費用は無料とする。

（派遣の受入れ準備）

第9条 申請者は、ジャーク坊の受入れにあたり、駐車場及び控室・空調設備等必要な準備を行うものとする。

2 前項において費用が発生する場合は、申請者が負担するものとする。

（遵守事項）

第10条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ利用すること
- (2) 出演時間を遵守すること
- (3) 派遣場所における安全対策を講じること
- (4) 火気及び危険物の付近では活動させないこと
- (5) 雨天時の屋外での活動又は床等が濡れている場所では活動させないこと
- (6) 派遣に当たって、申請者が知り得た秘密を厳守すること
- (7) その他市長が付した利用条件に従うこと

2 申請者は、故意又は過失に起因してライブキャラクターを汚損、滅失、破損、焼失、情報漏洩によるイメージ低下、その他損害を与えたときは、速やかに原状に復し、又は損害を補償しなければならない。

（派遣の承認の取消し）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反するおそれのあるとき
- (2) 偽りその他不正な手段により、派遣の承認を受けたとき

(3) 承認後に生じた他の事業について、第1条に規定する派遣目的を踏まえ、市長が当該派遣よりも優先度が高いと判断したとき

(4) その他やむを得ない事情があると認めるとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣承認取消通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

3 市長は、前項の通知は書面によらず口頭で行うことができる。

（派遣の中止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、申請者の意向にかかわらず当該派遣を中止することができる。この場合において、中止の通知は書面によらず口頭で行うことができる。

(1) 荒天、雨天又は来場者の迷惑行為等により、ライブキャラクターに汚損、破損などが生じるおそれがあるとき

(2) 多数の来場者が押し寄せるなど、来場者の安全が確保できないおそれがあるとき

(3) 第9条に定める、受入れに必要な準備が申請者の責任においてなされていないとき

(4) アクターの身に危険が及ぶおそれがあるとき

(5) 感染症等が拡大するおそれがあるとき

(6) その他不測の事態により派遣が困難になったとき

2 前項各号の理由により派遣を中止した場合、市の責めに帰すべき理由でない限り、かかる費用は申請者において負担する。

（賠償責任等）

第13条 市は、派遣により申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に対し、一切その責任を負わない。

2 第11条の規定により派遣を取消したとき、又は前条の規定による派遣を中止したときは、これにより生じた申請者等の損害等については、市はその責任を負わない。

（業務委託）

第14条 市長は、次の各号に規定する業務について、委託することができる。

(1) 第4条（ただし書を除く。）及び第5条第1項に規定する派遣の申請及び派遣の承認の可否の決定等に関する業務

(2) 第7条に規定するアクター及びアテンドに関する業務

(3) 第11条に規定する派遣の承認の取消しに関する業務

(4) 第12条に規定する派遣中止に関する業務

2 市長が、前項各号に定める業務を委託した場合においては、第4条本文中「市長」とあるのは「業務委託を受けた者（以下「受託事業者」という。）」と、第5条第1項中「市長」とあるのは「受託事業者」と、「大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書（様式第2号）」とあるのは「大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書（様式第4号）」と、第11条第1項各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「受託事業者」と、「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第4号」と、同条第2項中「市長」とあるのは「受託事業者」と、第12条第1項中「市長」とあるのは「受託事業者」と、第13条第1項及び第2項中「市」とあ

るのは「受託事業者」と、読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣申請書

提出日：

派遣を希望するイベント等の名称			
イベントの内容（概要）			
入場料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料	参加人数(見込)	人
ジャー坊出演情報掲載	<input type="checkbox"/> 事前告知・事後報告とも可 <input type="checkbox"/> 事前告知のみ可 <input type="checkbox"/> 事後報告のみ可 <input type="checkbox"/> 不可		
イベントのサイトURL			
派遣日程			
出演時間			
雨天時の対応	<input type="checkbox"/> 決行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 中止		
延期の場合の日時			
派遣場所（名称・所在地）			
ステージの場所	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外(屋根あり) <input type="checkbox"/> 屋外(屋根なし) <input type="checkbox"/> その他(具体的に)_____		
控室	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外(屋根あり) <input type="checkbox"/> 屋外(屋根なし) <input type="checkbox"/> その他(具体的に)_____		
駐車場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
ジャー坊の出演を依頼する目的・理由			
ジャー坊の役割			
ジャー坊体操の有無	<input type="checkbox"/> あり(音源あり) <input type="checkbox"/> あり(音源なし) <input type="checkbox"/> なし		
添付資料	<input type="checkbox"/> 共催等決定通知書チラシ(市が共催・後援等の場合は必須) <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 会場・駐車場図面 <input type="checkbox"/> 進行表 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)_____		

以上、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱の各項目に同意の上、派遣を申請します。

主催者	名称() 所在地() 代表者名() 電話番号()
担当者	氏名() 部署名() メールアドレス()

派遣可否の通知は、イベント希望日の2週間前を目途に行います。
 ご記入いただきました個人情報は派遣以外の目的で使用しません。

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの派遣につきまして、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱第5条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 派遣可否 派遣可 派遣不可

2. 日 時

3. イベント名

4. 留意事項

大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱の各項目を遵守してください。

5. 派遣不可の場合、その理由

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣承認取消通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの派遣につきまして、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱第11条に基づき、下記のとおり取り消します。

記

1. 日時
2. イベント名
3. 取消理由

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」派遣通知書

様

（ジャー坊派遣業務受託者）

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの派遣につきまして、大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱第5条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 派遣可否 派遣可 派遣不可

2. 日 時

3. イベント名

4. 留意事項

大牟田市公式キャラクターの派遣に関する要綱の各項目を遵守してください。

5. 派遣不可の場合、その理由